

平成23年2月17日

知的財産戦略本部 御中

知的財産戦略本部員 佐藤辰彦

知的財産推進計画 2011 の策定に向けた提言

2011年度の知的財産推進計画の策定に向けて、以下の提言を致します。

【提言】

1. 論点「国際的な知的財産環境整備」について

…技術開発環境整備と一体化した知財環境整備の提言

【提言】

世界をリードする知財システムの実現に向けて知財環境を整備し、その魅力を活用して、我が国を技術開発拠点及び人材の集積地として発展させるべきである。

2. 論点「イノベーションを加速するインフラの整備」について

…特許付与前公衆審査制度導入に関する提言

【提言】

特許付与前に公衆から審査情報の提供を求め、内外の制度ユーザが我が国の特許権成立の動向に注目しながら、権利を安定させる施策として、公衆審査制度の導入を図るべきである。

3. 論点「産学官共創力の強化」について

…事業支援と知財支援を連携して行う仕組みに関する提言

【提言】

産学官連携による事業化促進のために、事業支援、研究開発支援を連動させる中で、当初から知財をビルトインし、知財専門人材のチームが参画する仕組みを構築すべきである。

4. 論点「ベンチャー・中小企業等の知的財産活用支援」について

…ベンチャー・中小企業を対象としたワンストップ支援に関する提言

【提言】

「知財総合支援窓口」において、中小企業に対する支援として、

(1) 発明の発掘と出願の是非に関する篩い分けを行うべきである。

(2) 中小企業等のニーズに合う適任の弁理士を選任できる体制を整えて、出願を希望する中小企業と弁理士の出会い支援を行うべきである。

5. 論点「知的財産人材育成の強化」について

…「知的財産人材育成総合戦略」の見直し、若年層向けの実践的な知的財産教育に関する提言

【提言】

(1) 国際競争力の強化が不可欠とされる今日において、我が国主導の知財の世界を構築することに連動して、「知的財産人材育成総合戦略」の抜本的な見直しを行うべきである。

- ①グローバルな競争に資する知財人材を多くの分野に輩出するための方策を明確にすること。
 - ②単に知的財産に強いだけでなく、グローバルに活躍できる人材を多数育成して、WIPO等の国際機関における日本のプレゼンス向上を図ること。
 - ③グローバルな競争に知財を活用するため企業・知財専門家等の知財人材のあり方を明確にすること。
- (2) 人材育成の一環として、若年層向けの実践的な知的財産教育、特に発明／創作に関する教育のあり方を検討し、早期に実践的な知的財産教育を実行すべきである。

記

1. 技術開発環境整備と一体化した知財環境整備の提言

【提言】

世界をリードする知財システムの実現に向けて知財環境を整備し、その魅力を活用して、我が国を技術開発拠点及び人材の集積地として発展させるべきである。

【理由】

(1) 韓国の IP-HUB 政策のように、いまや世界中の国が世界の知的財産を自国に集中することを画策している。我が国が知的財産のハブ化政策に乗り遅れないように努めることはもちろんであるが、独り知的財産だけをハブ化することに成功しても、国際競争力の面で優位に立つことはできない。

本来、知的財産は、技術開発の成果を護り、産業競争力を強化するためのツールとして位置付けられるものであって、海外から我が国への出願等を促進するだけでは我が国の産業競争力の強化は望めない。重要なのは、技術開発環境を整備するための施策と知財環境を整備するための施策とを相互に有機的に連携させ、両者の相乗効果により我が国の産業競争力を強化することである。

幸いにして、我が国は、現在でも世界に冠たる技術開発力を有し、特に、我が国の強みである先端技術、ハイテク技術の分野では、中国等の新興国に対して絶対的に優位な立場を保持している。知的財産の分野でも我が国は世界でも有数の制度運用経験、実績を誇る。しかも、我が国の社会基盤は新興国のそれと比して遥かに安定している。

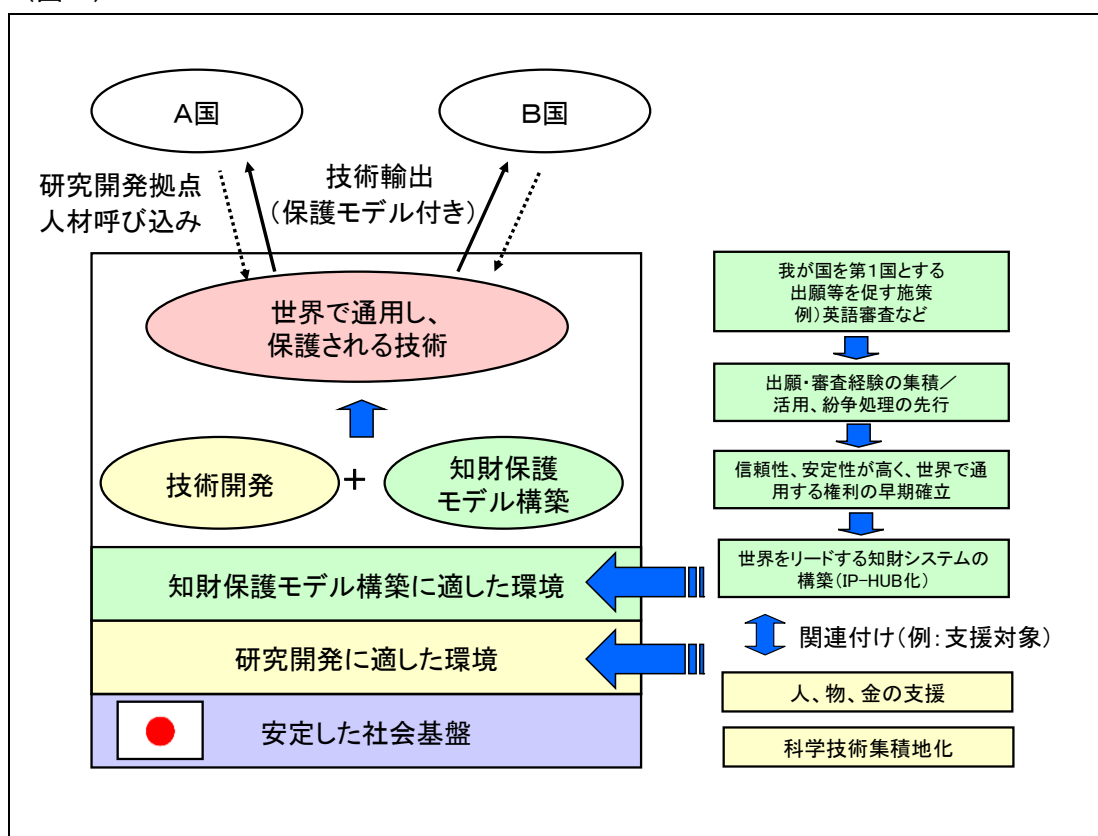
そこで、我が国の安定した社会基盤をベースとして、研究開発に適した環境と、技術開発成果物に対する知財保護モデルの構築に適した環境とを一体的に整備し、知財環境の魅力を武器（呼び水）にして世界の技術開発拠点を我が国に集積させ、それにより我が国の産業競争力を強化する戦略を検討すべきである。

そして、我が国を知財保護モデル構築の最適地とするためには、信頼性・安定性が高く世界に通用する知的財産権を世界のどこよりも早期に確立できる環境を整備すべきである。そのためには、我が国を第1国とする出願等を促す施策を大胆かつ迅速に実行して出願・審査実績の集積化を図ることが必要である。さらに、権利取得のみならず、権利の活用、紛争処理の面でも世界に先行する実績を積み重ねる必要がある。そして、これらの実績を武器として、我が国の知財システムの魅力を高め、世界をリードする知財システム（IP-HUB 化）を構築する。それにより、日本発の知財保護モデルを世界の規範

として通用させ、世界で格差のない適切な知財保護（権利化、活用、紛争処理）を実現するリーダーとして我が国を発展させるべきである。研究開発と一体化したグローバルな知財保護モデルを我が国でいち早く構築することが可能であるならば、それは我が国に知的財産が集まるだけでなく研究開発を進める上での魅力も高まり、ひいては我が国に研究開発のための人材、インフラ、資金を集中させる強い動機付けを与えることができるであろう。

(2) 以下の図1の提言は、研究開発の支援策と IP-HUB 化を通じた知財保護モデル構築の支援策とを連携させる（一例として、支援対象を結び付ける）ことにより、我が国の社会基盤上に研究開発に適した環境と知財保護モデル構築に適した環境とを一体的に整備し、我が国を技術開発拠点及び人材の集積地として発展させる戦略の一例である。

(図1)



2. 特許付与前公衆審査制度導入に関する提言

【提言】

特許権付与前に公衆から審査情報の提供を求め、内外の制度ユーザが我が国の特許権成立の動向に注目しながら、権利を安定させる施策として、公衆審査制度の導入を図るべき。

【理由】

我が国が国際的な知的財産のハブ機能を担うためには、内外の制度ユーザにとって使いやすい制度・運用であるための不断の改革を推進していかなければならない。昨今の我が国では悲観的な意見等が散見され、また、特許出願件数が減少傾向にあるようだが、まだ我が国の知的財産制度は先進国の中で一日の長がある。今のうちに内外の制度ユーザにとって魅力のある知的財産制度を構築し、どの国よりも速やかな良質の知的財産の保護を図り、国際的な知的財産保護のイニシアティブを取るよう努めることが望まれる。

そのためには、専門調査会において指摘されたように、国内外で覆らない安定した権利であることが不可欠であり、安定した権利のためには、(1) 世界の特許文献を横断的に検索することによる漏れのない先行技術調査と、(2) 的確な判断からなる審査が必要である。この課題解決のためには、特許審査資料の多様化、特許審査資料の情報量の増加、審査期間短縮の要請に呼応しなければならないが、従来どおり特許庁の職権審査に頼るだけでは目標達成は困難であり、同業他社が持っている様々な情報を活用することが望まれる。

そこで、特許権付与前に広く審査情報の集積を図り、独り官のみならず民も協力した特許審査のより一層の精度向上を図る手段として、公衆審査制度の導入を提案する。

なお、権利付与前に事前にサーチされるべき文献の環境を整え、非特許文献も含めたデータベースを公開して、特許出願しやすい環境を整えると同時に、世界の目を日本に集めることも同時に検討されるべきである。また、権利付与後における権利の安定性／信頼性を高める方策についても、これまでの検討結果等を踏まえつつ、引き続き検討されるべきである。

【提言の説明】

ここで提言する公衆審査制度とは、特許庁の職権審査において特許すべきとの心証が得られた事案を、直ちに権利付与することなく、「特許予告」を行って短期間に公衆からの情報提供を求め、情報提供があった場合に短期集中審査を行って最終処分を行うという制度である。

(補足1) 「特許予告」の方法は、インターネットによる公示とする。

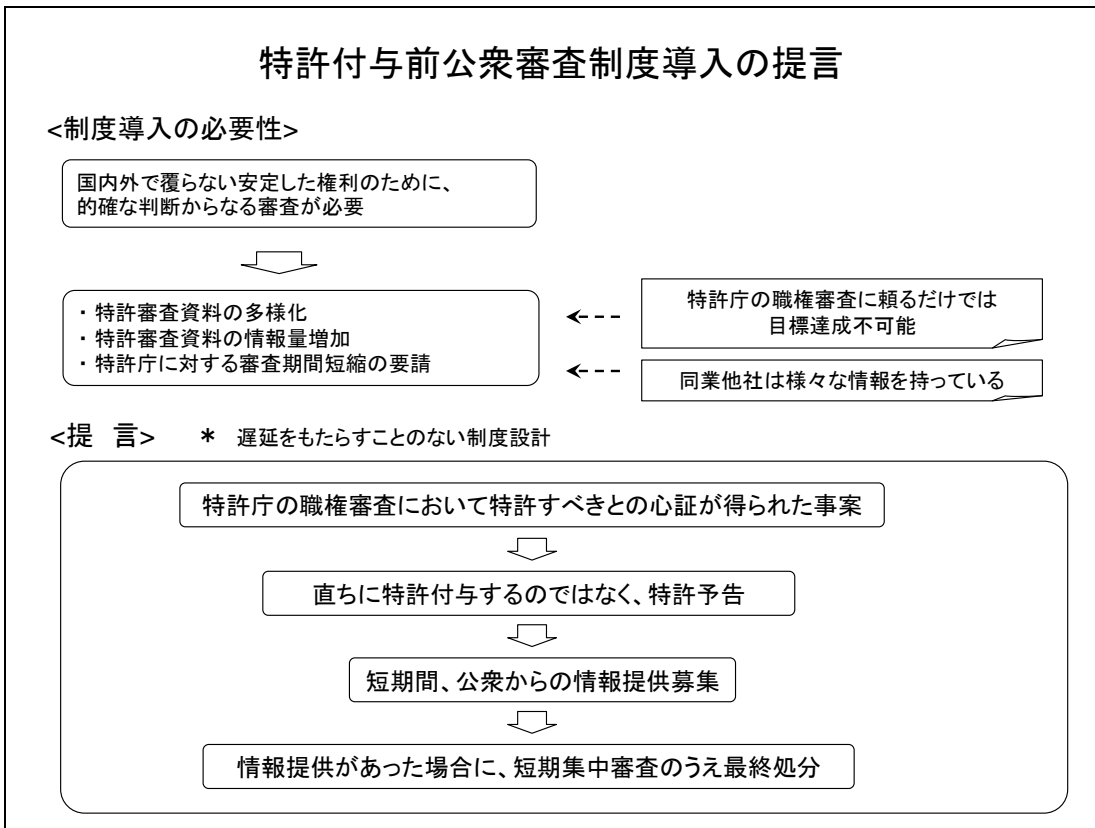
(補足2) 「特許予告」時に未公開の事案は、公開まで保留する。ただし、出願人から早期公開の要請があれば保留を解除する。

(補足3) 集中審査では、担当審査官が得られた情報を参照して一括判断を行う。

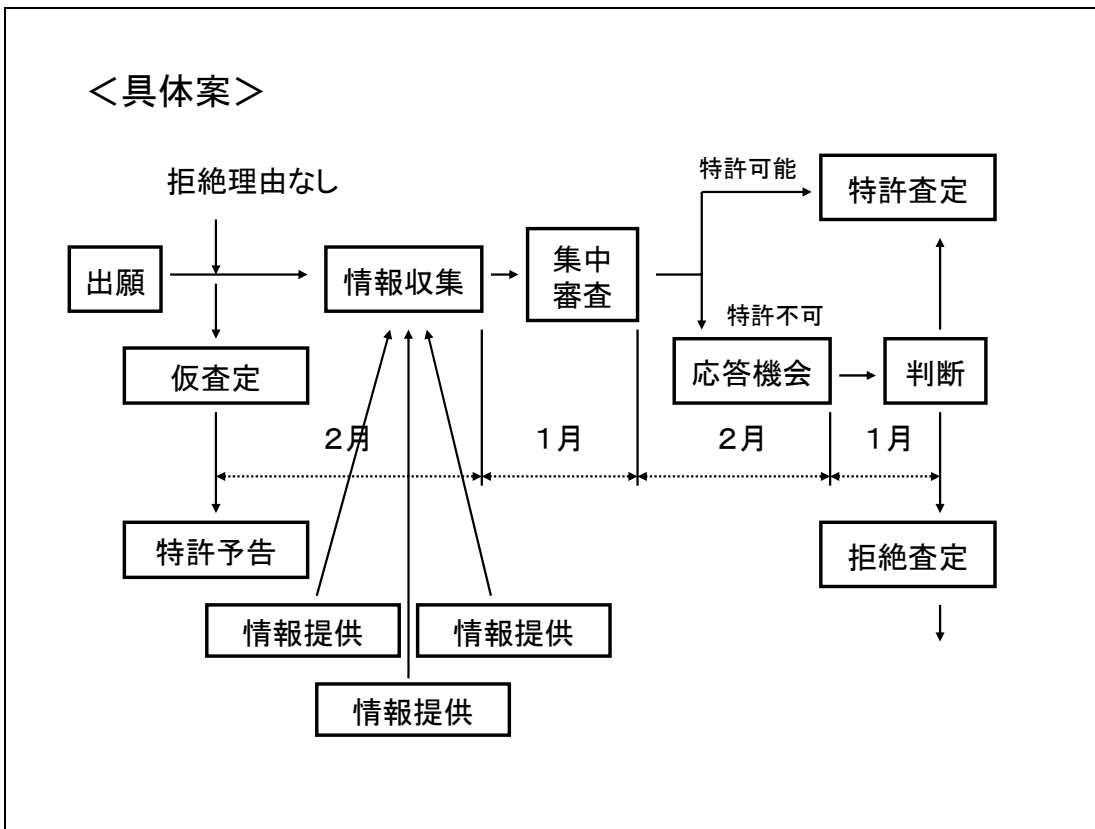
(補足4) 集中審査後の応答期間では、補正を可能とし、面接等を活用して補正案の提示等も認める。

(補足5) 権利発生時期は、従来どおり設定登録時とする。

(図2)



(図3)



3. 事業支援と知財支援を連携して行う仕組みに関する提言

【提言】

産学官連携による事業化促進のために、事業支援、研究開発支援を連動させる中で、当初から知財をビルトインし、知財専門人材のチームが参画する仕組みを構築すべき。

【理由】

我が国は産業振興のため多くの企業の事業開発支援を行っている。また、知財推進計画に基づき多くの知財支援活動が行われている。しかしながら、知財支援が現場を支援する試みが進められているものの、いまだ、事業支援活動と一体となったものが少ない。

また、我が国は大学等の研究開発のため多くの支援を行っている。しかし、大学発の研究開発支援と知財支援とが必ずしも実効をあげていない。その結果、大学発ベンチャーの数は増加したが成功事例が少ない、大学発の技術シーズが事業化で成功した事例が少ない、事業化の規模や成果の点ですでに韓国にも負けている、大学知財本部・TLOの黒字経営は一握りである、のが現状である。

大学等の研究開発の事業化については、次の点を克服することが求められる。

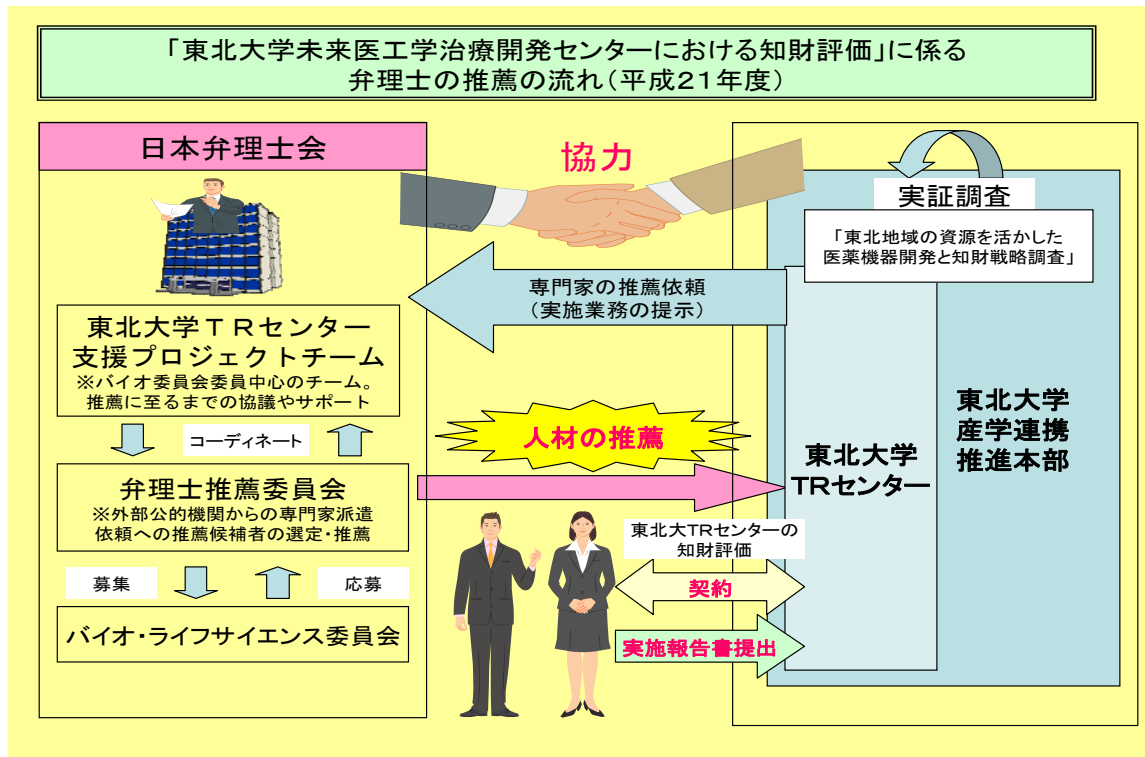
- 大学シーズの発掘の目利き機能が弱い。
- 大学シーズの知財ポートフォリオの構築の機能が弱い。
- 大学シーズの出口を見据えた開発をドライブする機能が弱い。
- 大学シーズを産業界に移転する営業・提携機能が弱い。
- 大学シーズを事業化するための技術育成のシステムが弱い。

産学官連携における事業化推進のためには、企業による技術開発、大学における研究開発、地域の知財総合支援窓口が、人、情報、資金、管理の4つの面から連携しなければならないことは論を待たない。

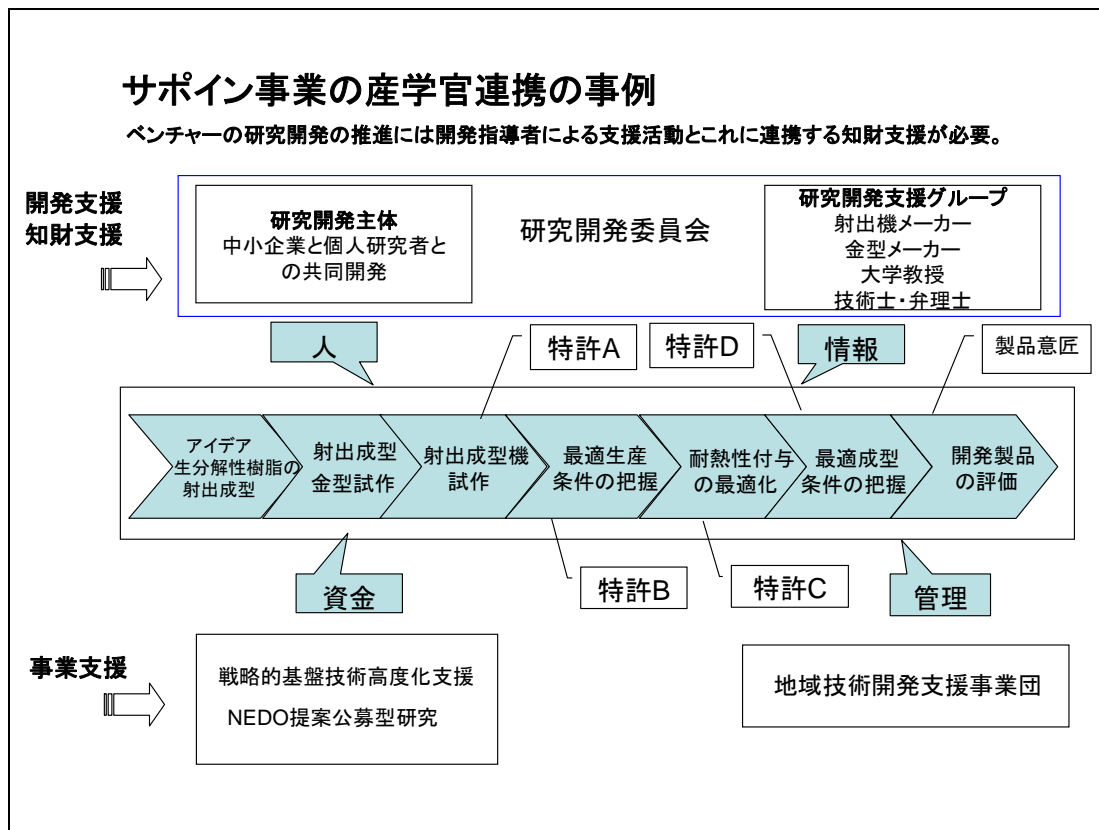
現実の研究開発主体、研究開発の支援チーム、政府等の支援機関、地域の技術開発支援団体等の連携において、当初から知的財産をビルトインした支援を行うように努めるべきであり、そうした成功例を増やすことによって産学官連携の共創力を高めるべきである。

そこに、弁理士・弁護士等の専門人材のチームが参画して支援する仕組みを構築するように検討を開始すべきである。

(図4) 参考：日本弁理士会と東北大と連携事例



(図5) 参考：サポイン事業と知財支援の事例



4. ベンチャー・中小企業を対象としたワンストップ支援に関する提言

【提言】

「知財総合支援窓口」において、中小企業に対する支援として、

- (1) 発明の発掘と出願の適否に関する篩い分けを行うべきである。
- (2) 中小企業等のニーズに合う適任の弁理士を選任できる体制を整えて、出願を希望する中小企業と弁理士の出会い支援を行うべきである。

【理由】

ベンチャー・中小企業を対象としたワンストップ支援として、政府において「知財総合支援窓口」の設置が計画されている。従来、知財駆け込み寺、発明協会、各種の知財相談窓口等にアクセスしてきた知財を事業戦略の一環として認識している中小企業の支援は、引き続き「知財総合支援窓口」においてワンストップ知財支援サービスとしてユーザに見えやすい形で行うべきである。

これに加えて、従来、窓口等にアクセスして来なかった知財のことをあまり顧みなかった中小企業に対しても、「知財総合支援窓口」は意識喚起を行うと共に、彼等の発明の発掘と出願の適否に関する篩い分け支援を行うべきである。今まで知財をあまり顧みて来なかった中小企業にとって、特許出願を企図してもその事案が本当に出願に値する事案であるか否かは慎重に検討されなければならない。一度特許権の取得に失敗すると、当該中小企業にとって知的財産は遠いものとなり、その後の技術開発の成果として生まれた発明を知的財産として獲得しようというインセンティブは半永久的に失われてしまう結果になりかねない。

このような事態を回避するため、「知財総合支援窓口」において、知財専門家である目利きが関与して相談等のアドバイスを行うと共に、先行技術調査を含んだ発明の篩い分けを行う支援が必須である。知財専門家として必要な弁理士は、日本弁理士会の協力により「知財総合窓口」に供給すればよい。なお、この発明の篩い分け作業がその後の出願の適否をも左右することから、精度の高い作業が求められるため、単なるボランティア活動による作業ではなく、有償による責任を伴った支援活動にするべきである。

次に、弁理士に依頼しようとする中小企業に対して、弁理士費用の予見可能性を与えるべきことが指摘されている。「知財総合支援窓口」において、実務経験など一定の要件を満たした弁理士を複数登録しておき、中小企業のニーズに合う適任の弁理士を選任できる体制を整えて、出願を希望する中小企業と弁理士のマッチングを図るべきである。マッチングシステムの概要は以下のとおり。

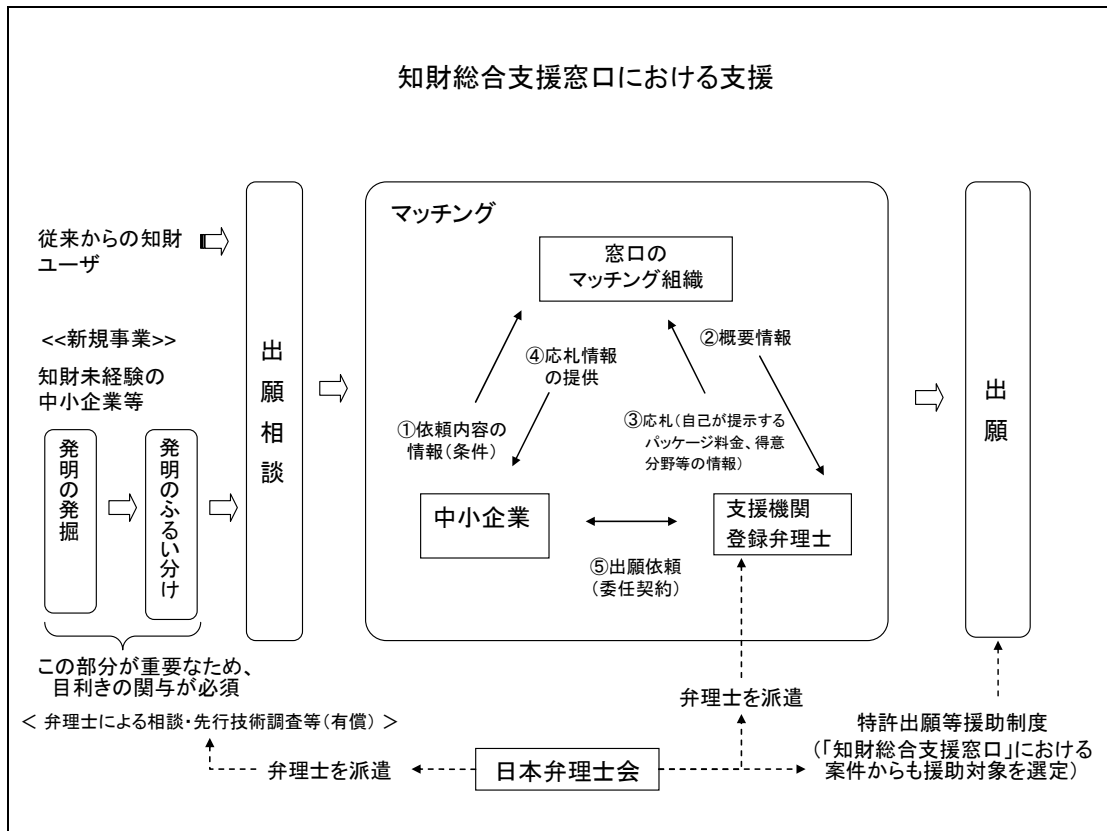
- ① 「知財総合支援窓口」は、発明の篩い分けを行った結果、出願することが相当であると認めた中小企業の案件の概要情報（費用等の条件を含む）を、「知財総合支援窓口」に登録した弁理士全員にメール等で連絡する。
- ② メール等の連絡を受けた弁理士のうち、当該出願案件の受任を希望する弁理士は、「知財総合支援窓口」宛に、「受任する際の料金」、「得意分野」、「中小企業業務取扱実績」、「自己PR」等の情報を提供する。

この出願案件の受任に際して、弁理士は、出願、審査請求、中間処理までを担当するものとし、受任する弁理士は、特許査定、拒絶査定の場合が下りるまでの業務を一貫して遂行するためのパッケージ料金を、各々提示することとする。

③出願を希望する中小企業は、上記②の弁理士の中から、条件に合った弁理士を選定して、出願依頼を行う。

なお、日本弁理士会では、「特許出願等援助制度」として、社会的に有用な発明をしながら、資力に乏しいために出願できない発明者に対し、相談、調査、出願等の費用を会が負担し、弁理士をつけて特許出願できるようにする支援を行っている。「知財総合支援窓口」においても、この「特許出願等援助制度」を活用することも支援の一部として実施すべきであろう。

(図6)



5. 「知的財産人材育成総合戦略」の見直し、若年層向けの実践的な知的財産教育に関する提言

【提言】

- (1) 国際競争力の強化が不可欠とされる今日において、我が国主導の知財の世界を構築することに連動して、「知的財産人材育成総合戦略」の抜本的な見直しを行うべき。
- ① グローバルな競争に資する知財人材を多くの分野に輩出するための方策を明確にすること。
 - ② 単に知的財産に強だけでなく、グローバルに活躍できる人材を多数育成して、WIPO等の国際機関における日本のプレゼンス向上を図ること。
 - ③ グローバルな競争に知財を活用するため企業・知財専門家等の知財人材のあり方を明確にすること。
- (2) 人材育成の一環として、若年層向けの実践的な知的財産教育、特に発明／創作に関する教育のあり方を検討し、早期に実践的な知的財産教育を実行するべき。

【理由】

我が国の企業は、グローバルの事業展開が急激に拡大・深化しており、グローバルな知財の創出・保護・活用が必要となってきた。一方、いまだ各国別に知財制度も知財のあり方も異なる部分が多く、これに適切に対処することが国際競争力を左右するようになってきている。

2003年以降の知的財産推進計画の実行により、多くの知財人材が創出・輩出されたが、企業知財・知財専門家（弁理士・弁護士等）・知財教育者等の知財人材でグローバルな競争に資する人材がいまだ多いとは言えない。2006年の「知的財産人材育成総合戦略」をこの点から見ると、グローバルな視点からの知財人材の育成、あり方などについては明確になっておらず、このような視点に基づく我が国の施策も多いとはいえない。

例えば、我が国からのPCT出願件数は、現在、世界第2位（約3万件、全体の約19%）であり、また、WIPOに対して絶大なる金銭的貢献を果たしている（分担金として年額約114万スイスフラン（約9800万円）、任意拠出金として約240万スイスフラン（約2億円））。その一方で、WIPOの正規職員約900名のうち、日本人はたったの18名（2%）である。また、WIPO内の日⇄英翻訳のスタッフにいたっては、日本人は一人もいない。我が国の出願件数・金銭的貢献を勘案すると、この人的配置は甚だ不均衡であるし、知財に関するグローバルな取り決めを行うWIPOの日本人職員数が少ないことは、日本の国益を損ねていないか疑問が残る。

なぜ、日本人の職員が少ないかを考えると、①語学力（英語又はフランス語）の不足、②国際的環境への不適應等が考えられる。単に知的財産に強だけでなく、グローバルに活躍できる人材の育成が急務であろう。

知的財産専門人材である企業の知的財産部員、中小企業の知的財産担当者、弁理士、弁護士、特許庁審査官・審判官、税関・警察等の知的財産取締職員、政府・地方公共団体の知的財産政策担当者、司法関係者の育成が相変わらず図られているとは言うものの、最早我が国の国際社会における立ち位置が変化し、環境が大きく変わった現在では、専門人材のあり方について抜本的に再考すべき段階に来ていると言えよう。

また、WTO体制下では人の移動によるサービス提供の自由化が図られており、途上

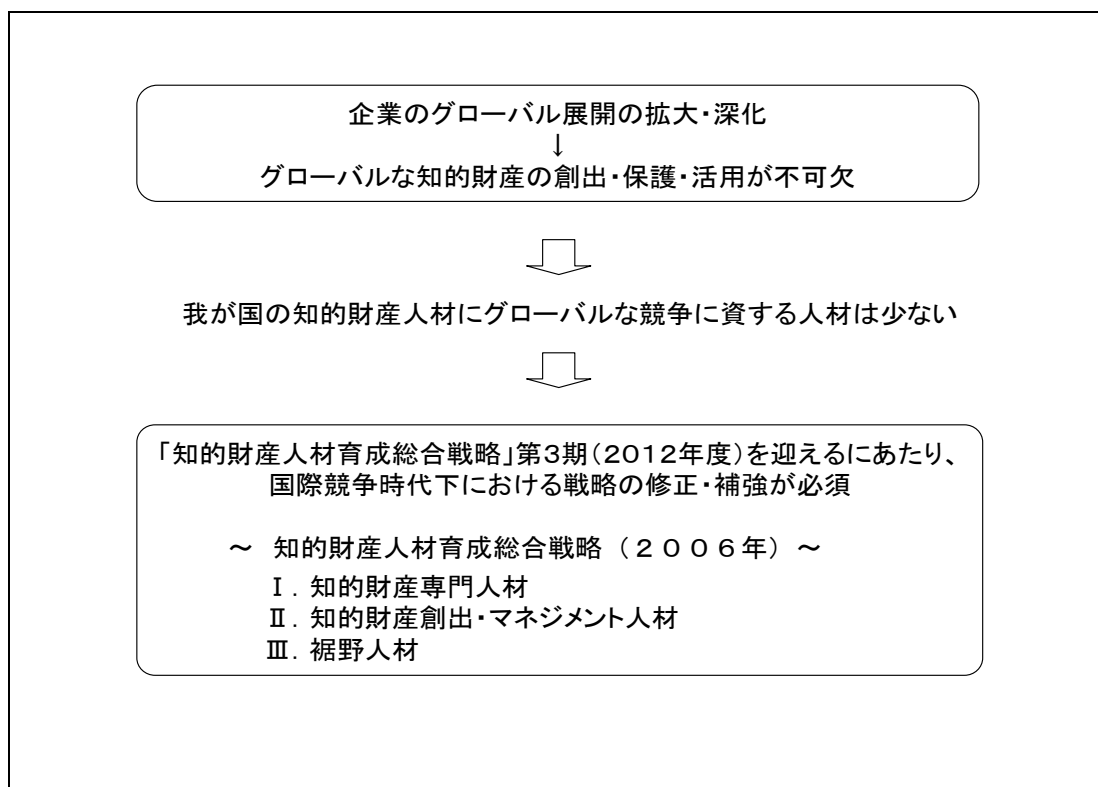
国からの自然人の受入れ要望が多々あることは承知のとおりである。我が国が世界の知財のワールドセンターになるためには様々な制度・運用の改革が必要となるが、そこで活躍する人材が諸外国とりわけ中国・韓国の専門人材に見劣りがするようでは、我が国のインフラが稼動しない、あるいは他国の人材のみが我が国のインフラの上で活躍するといった事態が生じかねない。

「知的財産人材育成総合戦略」で提言されている「知的財産専門人材」を、日本の知財ワールドセンター化を進めることと並行して見直し、強化を図るための検討を開始すべきである。

また一方で、我が国の社会全体における知的財産尊重・重視の姿勢は未だ浸透しているとは言いがたい。これは、知的財産をハンドルする人材だけでなく、裾野人材を含む国民全体が知的財産に触れ、活用する人材であるという意識が浸透していないことが一因である。教育において知的財産を創出する活力を与え、尊重する意識を浸透させると共に、将来の知的財産制度を担う優秀な専門人材の確保に向けた努力が必要である。

知的財産教育が文部科学省の所管であるが、技術開発に携わるのは国民一人一人あるという意識を植え付ける上では、実際の技術に触れている特許庁審査官、弁理士等の専門人材を教育においても活用することが、より高いインセンティブを与える可能性がある。実践的な教育の面から、知的財産戦略本部は文部科学省、特許庁と協力して知的財産教育のあり方を再検討し、実戦の場を提供すべきであろう。

(図7)



(図 8)

I. 国際的な知見に裏付けられた知財人の育成

政府の支援による、WIPO等の国際機関、各国大使館への人材派遣による
国際的知財人材育成、キャリアパスの構築 及び 現地ホット情報のフィードバック

- ① 【長期的人材】= 現地／機関での地位／発言力向上
- ② 【短期的人材】= 帰国後、国際的能力を有する人材として知的財産分野で活用して国内強化
(知的財産に関わる役職／身分保障)

※ 短期的人材については、派遣を繰り返すことによる国際的知見を有する人材の増加／
最新情報取得が必要

II. 知的財産専門人材(弁理士等の支援人材の育成)

より一層の専門／国際性

我国が世界の知財集積／発信地となった場合における、世界規模の代理人として事にあたる
能力向上(アジア各国の弁理士試験制度は、外国語必修などグローバルな環境に適合している)

より一層の緻密／広範な国内中小企業サポート力

国内中小企業の技術力等を知財化するための強力な助っ人としての能力向上

これらを実現できる弁理士(近い将来弁理士になる者)の育成

- ① 弁理士以外の知財人材による幅広い多様な実践的訓練
- ② 実践的に活躍できる場の提供(海外／地方自治体／大学への貼り付け)
- ③ 弁理士試験制度の見直し

III. 裾野人材(特に若年層の教育)

知的財産、特に発明／創作についての実践的な教育

知的財産に関する一般的な教育のみならず、特許庁審査官／弁理士等、日常的、且つ直接に
発明／創作に関わる者による、自ら創意工夫してモノを作る喜び等を教授する実践的な教育

以上